

平成 22 年 3 月 15 日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

全 国 銀 行 協 会

「企業内容等の開示に関する内閣府令（案）」等に対する意見の提出について

平成 22 年 2 月 12 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
全体に対する意見			
1	適用時期	<p>①適用開始時期は、少なくとも、本年4月1日以後開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用するよう見直すべきである。</p> <p>②全体の適用時期の見直しができない場合でも、とくに、株式の保有状況については、「平成22年3月31日に終了する事業年度に係る有価証券報告書から」としている適用時期を遅らせるべきである。</p>	<p>本年2月12日に開示強化案を公表し、それを本年3月期の有価証券報告書から適用することは、企業の開示情報の作成者にとってあまりにも準備期間が短すぎる。</p> <p>制度趣旨を理解し、その趣旨を踏まえた対応準備を進めるための相応の期間は当然必要である。</p> <p>21年度は、すでに事業年度がスタートしており、期の途中で当期にかかわる法定の開示制度が変更となることは、法の安定性、予見可能性等の観点から好ましくないと考える。</p> <p>左記②については、銀行の信用供与機能に鑑みた場合、銀行による株式売却が開示から読み取れることで、当該発行会社に不測の信用悪化懸念を惹起する可能性がある他、その他のケースにおいても風評リスク等を生じさせる恐れがあるため、相応の対応・準備期間を確保する必要があると考える。</p>
コーポレート・ガバナンス体制 関係			
2	企業内容等の開示に関する内閣府令案第二号様式(57)a～c	記載内容については、東京証券取引所のコーポレート・ガバナンスに関する報告書や事業報告等、他の開示書類と平仄を合わせて記載するとの理解でよいか。	他の開示書類でも同様の開示が求められており、事務手続負担軽減を検討願いたい。
3	企業内容等の開示に関する内閣府令案第二号様式(57)b、c	「内部統制部門」とは、「財務報告に係る内部統制」に限った「狭義の内部統制」を所管する部門に限定するものではなく、会社法上の内部統制システムで定義される「広義の内部統制」を所管する部門との理解でよいか。	確認のため。
4	企業内容等の開示に関する内閣府令案第二号様式(57)b、c	<p>以下の連携を記載するに当たり、それぞれの連携に程度の差があることが想定されるが、それを踏まえて記載の程度に軽重をつけることは許容されるとの理解でよいか。</p> <p>①(57)bにおける内部統制部門と内部監査、同部門と監査役監査、同部門と会計監査の相互連携</p> <p>②(57)cにおける監査が、「内部監査」、「監査役監査」、「会計監査」の3つの監査を指す(この理解が正しいかどうか併せて確認したい)場合のこれら3つの監査間の連携</p> <p>③(57)cにおける監査のうち、内部監査について記載する場合の「社外取締役と内部監査との連携」および「社外監査役と内部監査との連携」</p>	確認のため。
5	企業内容等の開示に関する内閣府令案第二号様式(57)b	「財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員が含まれる場合にはその事実」を記載することが追加されており、この表現は、会社法施行規則第121条(株式会社の会社役員に関する事項)第8号と同様であるが、事業報告で記載が求められている事項と同じ内容であることを確認したい。	確認のため。

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
役員報酬関係			
6	企業内容等の開示に関する内閣府令案第二号様式(57) d	<p>個別役員ごとの報酬および氏名の開示は不要と考えられるため、義務付けるべきではない。</p> <p>また、当該開示を義務化するのであれば、慎重な議論を経て対応すべきである。その際、具体的には、</p> <p>①個人情報保護法には抵触しないとはいえ、個人のプライバシーに関する情報の公表を義務化することについての整理、</p> <p>②犯罪を助長するという可能性がある点、</p> <p>③上記①、②も含めて検討された結果、「高額納税者公示制度」が廃止となった理由との整合性についても、慎重な議論が必要であろうと思われる。</p> <p>これらの点も含めて説得的な制度改正理由を示していただきたい。</p>	<p>・役員報酬開示は、投資家に対する有用な情報の提供という主旨に照らせば、全員の報酬総額が各社の業容や業績対比、過大なものでないことや経営者の経営姿勢を過度に短期的なインセンティブ構造としていないかを確認することに意義があるものと考えられる。その点、「誰が幾ら報酬を得ているのか」という氏名とその個別額の開示まで行う主旨は不明であり、不要と考える。</p> <p>また、本邦の報酬水準や報酬体系については、欧米企業の報酬水準や業績連動性向の強い報酬体系とは異なっており、「重要性」の基準が不明確である。</p> <p>・株主総会では、取締役、監査役ごとに報酬の種類別の総額枠を決定しているが、個人別の報酬額までは決めていないのが一般であり、財務へのインパクトは総額の開示を行うことで把握可能である。なお、会社法上、個人別の報酬額までは総会決議を求められておらず、会社法、会社法施行規則等で、役員報酬の個別開示を義務付ける根拠がないにもかかわらず、金融商品取引法、企業開示府令等のみが個別開示を義務付けることは、法の上での均衡を欠くと考えられる。</p> <p>・また、経営者のインセンティブ構造が妥当なものになっているか否かを確認するためには、基本的には、「取締役、監査役または執行役ごとの報酬等の種類別の総額および対象となる役員の数」および「役員報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の有無、方針を定めているときはその内容および決定方法」で十分であり、特筆すべきインセンティブ構造になっている場合には、追加で記載すれば十分である。</p> <p>・個人別の開示は、興味本位の報道の材料となる可能性があり、大企業の役員となると各種犯罪(盗難・誘拐・恐喝・詐欺など)の対象となる懸念が強い。さらに報酬まで開示することによって、役員本人の心理的負担が増大する可能性についても、斟酌いただきたい。</p>
7	企業内容等の開示に関する内閣府令案第二号様式(57) d	<p>①報酬等の定義に当り使用されている、「最近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかになったもの」の表記が、会社法施行規則第121条第4号における「当該事業年度に受け、又は受ける見込みの額が明らかになった」という表記と同一の意味であることを確認したい。</p> <p>②上記①の回答が「同一である」場合、本開示府令案においても、報酬等として記載すべき金額は、当該事業年度前に報酬等の額として記載済の金額を除くことを確認したい。即ち、記載の対象とすべき報酬等の額は、当期に期間損益として損益計算書上費用認識した額との理解でよいか。</p>	<p>①確認のため。</p> <p>②会社法施行規則第121条第4号では、当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容とした報酬等を除くと規定されているが、本開示府令案でも、同様の扱いとなるかを確認したい。また、初回の開示に際しても、前事業年度に当該府令案があったものとして当該事業年度以前の額として記載すべき金額は除くことが可能であることを併せて確認したい。開示対象となる報酬等はあくまで、当事業年度の損益計算書に計上された額を意味すると解釈するが、そうした理解でよいか確認するもの。</p> <p>同一の会社が開示する役員報酬等の金額に、事業報告と有価証券報告書で違いが生じる場合には、その情報を利用する者にとっても理解しづらく、混乱を生じさせることになるため。</p>
8	企業内容等の開示に関する内閣府令案第二号様式(57) d	<p>今回の改正案では、報酬等の額には「役員が主要な連結子会社の役員である場合には、当該連結子会社から受ける役員報酬等の額を含む」とされているが、この「主要な」の判断基準は何か確認したい。</p>	<p>確認のため。</p>

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
9	企業内容等の開示に関する内閣府令案 第二号様式(57)d	今回の改正案では、報酬等について、「使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがあれば、その総額、対象となる役員の員数及びその内容」を開示することが求められているが、この「重要なもの」の判断基準は何か確認したい。	確認のため。
10	企業内容等の開示に関する内閣府令案 第二号様式(57)d	今回の改正案では、「役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の有無及び当該方針を定めているときは当該方針の内容及び決定方法」を開示することが求められているが、会社法にもとづく事業報告と平仄をとり、「役員の報酬等の額又はその算定方法にかかる決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要」としていただきたい。	会社法施行規則第121条第5号との平仄を確保するため。
11	企業内容等の開示に関する内閣府令案 第二号様式(57)d	役員報酬に関する銀行監督の視点として、「主要行等向けの総合的な監督指針」の改正案(平成21年12月25日)が示され、この中で、「報酬体系の設計に関する重要な情報(特に業績連動部分について、業績の測定方法、報酬額への業績の反映方法及び支払方法の概要等)」、「報酬体系の運用に関する重要な情報(特に、役職員の報酬総額、そのうち業績連動部分の占める割合、実際の支払方法に関する事項等)」等を「積極的に公表することが望ましい」とされている。 今回の改正案では、「役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の有無及び当該方針を定めているときは当該方針の内容及び決定方法」を開示することが求められている。両者の関係を確認したい。	一般企業を含めた開示制度の視点と銀行監督の視点は異なるとはいえ、考え方を確認したい。
株式保有の状況 関係			
12	企業内容等の開示に関する内閣府令案 第二号様式(57)e	金融機関の保有銘柄開示は、企業の信用力に与える悪影響も懸念されるため、極めて慎重に判断願いたい。	金融機関は保有している政策投資株式が非効率と指摘されており、リスク資産の削減の観点から政策投資株式の圧縮が必要と認識されている。このような状況下で、大口個社明細を開示することは、当該企業の株価に対する不安定要因となりかねず、個社名の開示は株価にとって望ましくない。また、個別銘柄を毎期開示することにより、将来売却した際の売却率が判明することとなるが、例えば、各社ごとの売却率に差異があった場合に、投資行動に悪影響を及ぼす懸念がある。 すでに銀行は、株式保有に係るリスクについては、有価証券報告書等において保有残高総額や保有損益等の状況を開示しているほか、バーゼルⅡ第3の柱にもとづき上場・非上場別や、銀行によってはポートフォリオ区分別等の詳細な開示を行っている。株式保有リスク開示の観点からは、個別銘柄名の開示は要さないはずであり、現行開示で投資家への説明は十分果たしているものと考えられるため。
13	企業内容等の開示に関する内閣府令案 第二号様式(57)e(a)	「これに準ずる有価証券」は削除または内容を明らかにしていただきたい。	具体的にどのような株式を想定しているのか不明なため。
14	企業内容等の開示に関する内閣府令案 第二号様式(57)e(a)	同一の会社について、普通株式と種類株式を保有している場合、これらは別の銘柄として取り扱うのか確認したい。また、これらを別の銘柄として取り扱う場合、種類株等は回号別に取り扱うとの理解でよいか確認したい。	確認のため。

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
15	企業内容等の開示に関する内閣府令案 第二号様式(57)e(a)	本件開示対象は「保有目的が純投資目的以外の目的であるものに限る」とあるが、「純投資目的」と「純投資目的以外の目的」との区分の判断基準を示していただきたい。	本件開示は貸借対照表に計上されている有価証券を対象としているが、会計上「純投資目的」「純投資目的以外」との区分はなく、法定開示に当り定義を明確化することが必要。
16	企業内容等の開示に関する内閣府令案 第二号様式(57)e(a)	銀行が保有する政策保有目的の株式に関して具体的な保有目的を記載することは、個社ごとの取引関係や取引方針を実質的に開示することにもつながるため、取引先企業の信用力への影響の観点から望ましくない。また、個社ごとに記載内容が異なれば顧客への同意を取る必要があるとも考えられることから、実務的には極めて困難であり、仮に記載を求める場合でも簡素なものとしていただきたい。	確認のため。 政策保有株式は、基本的に取引先との長期的な取引関係の中で保有しているものであり、「この目的」と限定的に明示できない部分があることを理解いただきたい。 また、具体的に記載すると、ある会社の保有目的について、取引銀行ごとに記載内容のばらつきが生じると考えられる。銀行が開示する場合、残高の変化が風評リスクにつながる可能性も否定できないと考えられるため。
17	企業内容等の開示に関する内閣府令案 第二号様式(57)e(a)	「信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限を有する株式について、当該会社が保有するものとみなしてこの(a)に準じて記載することとし、当該株式につき当該権限を有する旨を欄外に記載する」とあるが、この前提はあくまでも「貸借対照表に計上されている投資有価証券に該当する株式」についてであって、貸借対照表に計上されていない退職給付信託の株式などは該当しないことを確認したい。 該当する場合には、退職給付信託で保有する株式は、長期運用目的として「純投資目的」と判断してよいか。仮に、「『純投資』以外の目的」に該当する場合があるとしても、当該株式の貸借対照表計上額がゼロであるので、直接保有する株式と株式数のみ合算して記載することによいか。 あわせて、以下の点について確認したい。 ①同一会社の株式について、自社保有分と信託保有分がある場合、これらを合算して欄外にその旨を記載するとの理解でよいか。 ②「貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄に該当する場合」とは、信託保有分も含めて判断することになるのか。	仮に提出会社が議決権を留保している株式であっても、貸借対照表に計上されおらず自社に処分権がない株式については、本件の開示趣旨に照らし、その意義は乏しいと考えられ記載対象外とすることが適当と考えるため。
18	企業内容等の開示に関する内閣府令案 第二号様式(57)e(a)	改正後、初回の開示については、(a)(ii)前事業年度の1%基準を対象外とするべきである。	前事業年度は既に終了しており、事業活動において当該開示を前提としていないため。
19	企業内容等の開示に関する内閣府令案 第二号様式(57)e(a)	今回の改正案では、前年度の資本金額の1%を超える場合も開示対象とされているが、開示対象株式とその金額は、「最近事業年度にかかる貸借対照表に計上されている投資有価証券に該当する株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるもの」であることを確認したい。 例えば、前年度の資本金額の1%を超えるが、当期中に売却を行ったことにより、当期の貸借対照表に計上されていない場合は開示対象とはならないことを確認したい。また、当期中に売却を行ったことにより、当期の貸借対照表計上額が大幅に減少した場合には、当該計上額を開示することを確認したい。	確認のため。

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
20	企業内容等の開示に関する内閣府令案 第二号様式(57)e(a)	今回の改正案では、「資本金額の100分の1を超える場合」または「貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄に該当する場合」の保有株式を開示することを求めているが、このような基準とする根拠を示していただきたい。 また、この点、株式保有の財務への影響に関する情報開示を求める観点から、「資本金額」ではなく「株主資本合計額」とすべきである。さらに、「株主資本合計額の100分の1を超える場合」「かつ」「貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄に該当する場合」とすべきである。	増資を行わず、内部留保を積み上げてきた企業であればあるほど、資本金額が小さくなっているが、経営への影響(損失のバッファー)は資本金額の大小ではなく、株主資本額で考えるべきである。 「資本金1%」または「上位30銘柄」では、開示対象の銘柄が膨大になる可能性があり、有価証券報告書の作成負担が大きくなり過ぎ、膨大な情報の開示により利用者にとって有益な情報となり得ない(重要性の軽重にもとづく適切な開示が確保できない)。開示対象銘柄が膨大とならない工夫が必要である。 また、「100分の1を超える場合」という基準は、市場環境が変化(例えば日経平均の大幅上昇)すれば、会社の保有姿勢が変化しただけではないにもかかわらず、開示対象銘柄が膨大になってしまう。 以上のような事情を考慮せずに、単に他の法令との平仄から「資本金額」をベースにするとということであれば、納得性は低い。
21	企業内容等の開示に関する内閣府令案 第二号様式(57)e(b)	「純投資目的」の株式は、「金融商品取引所に上場している銘柄」と「それ以外」に区分けするとされているが、海外市場で上場している株式は、「それ以外」に区分けするとの認識でよい。	確認のため。
22	企業内容等の開示に関する内閣府令案 第二号様式(57)e(b)	今回の改正案では、上場株式のほか非上場株式も開示対象としているが、開示対象は上場株式に限定すべきである。	金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」(平成21年6月17日)では、「株式の持合いについては、資本や議決権の空洞化を招き、株主によるガバナンス機構を形骸化させる」問題点が指摘されている。この点、金融商品取引法が規律する対象は上場会社・公開会社であり、当該会社の議決権の空洞化等を回避することが今回の改正の趣旨であると考えられる。したがって、上場株式の保有状況を開示対象とすべきであり、非上場株式の保有状況を開示対象とする必要はない。 また、同報告では、「上場会社等(上場会社+公開会社)の間での持合いは、株式の保有を通じて、例えば、市況変動が上場会社等の財務内容に影響を与え、又は、従来、財務諸表等で捉えられてきた契約や支配関係では表れないようなビジネス上の関係となり、上場会社等の経営に影響を及ぼし得るものであることから、その状況は、投資家の投資判断に際して重要な情報である」としている。これは、上場会社等、つまり、上場会社と公開会社の間での持合いの状況を投資家に提供すべきとの趣旨であり、非上場株式の銘柄別の保有状況の開示までが必要であるという趣旨ではないと考えられる。株式保有に伴う財務への影響に関する情報としては、すでに有価証券報告書において、財務諸表情報(注記)の1つとして有価証券の種類別の評価損益等を開示しており、投資家への情報提供は十分になされていると考えられる。また銀行が開示することにより、企業の信用力に与える悪影響も懸念される。
23	企業内容等の開示に関する内閣府令案 第二号様式(57)e(c)	持株会社の場合、連結子会社の保有株式も開示することになるが、開示する連結子会社は最大2社との理解でよい。	持株会社の場合、連結子会社のうち、株式保有が最大の会社の保有明細を開示し、当該子会社の保有残高が持株会社連結の株式の2/3を超えない場合は次に保有株式の大きい子会社の保有明細を開示となっている。この場合、当該2子会社の保有株式を合算してもなお、2/3を超えない場合でも、その次に株式保有の大きい子会社の保有株式の開示は不要であることを確認したい。

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
議決権行使結果 関係			
24	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項9の2	当日分を含め全ての議決権行使結果を開示することを原則とするのではなく、当日出席者の賛否の開示については、賛否の趨勢が拮抗しており、総会当日にならないと賛否が決しないような特殊な場合に限定すべき。また、限定することにより、当日行使分を開示しない場合の理由の記載は不要とすべき。	事前行使分で可決が明らかな場合は、当日行使分を開示することの意義は限定的であるうえ、現時点では、当日行使分を含めた開示は実務的に困難であるのが実情であるため。
25	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項9の2	役員ごとの選任議案に関する議決権行使結果を開示するとしても、全候補者の最少得票数(率)と最多得票数(率)を幅で示したり、最少得票数を示したりするなど、会社の実情に委ねるべき。	役員ごとの選任議案に関する議決権行使結果を開示することが、投資家にとって有用であることが不明確。また、東京証券取引所が公表している開示の参考例においても、最少得票と最多得票を幅で表示する例が示されているなど、実務上も様々な開示例が考えられるため。
26	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項9の2	「提出会社の株主総会において決議事項が決議された場合」に「遅滞なく」臨時報告書の提出が必要となるが、株主総会開催日から提出までは相応の日数を要する場合があることから、総会当日または翌営業日の提出を求められるものではないことを確認したい。	現状、議決権行使結果は株主総会議事録に記載して登記しているが、登記の期限は総会開催日から2週間である。また、実務的にみて議決権行使結果に関する臨時報告書の作成は事前に準備できない一方で、法定開示書類である臨時報告書の提出には、内部統制上も一定の社内手続きが必要なことから、総会開催日から提出まで数日間を要する場合があるため。
27	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項9の2	会社法第319条第1項により株主総会の決議があったものとみなされる場合を、適用除外としていただきたい。	株主全員の同意が要件とされる制度であり、決議の内容や結果等を臨時報告書により株主に開示する必要性が乏しいと考えられるため。
企業内容等の開示に関する留意事項について			
28	企業内容等の開示に関する留意事項について 24の5-23	「開示府令第19条第2項第9号の2に規定する決議事項には、有価証券報告書に係る事業年度の定時総会直後に開催が予定される取締役会の決議事項が含まれる」とあるが、このような開示は不要と考える。 仮に開示を必要とする場合であっても、「取締役会の決議事項」の範囲、具体的内容を示すべきであり、議決権行使結果公表の趣旨に沿って、株主総会招集通知や有価証券報告書に記載される事項に限定すべきである。また、定時株主総会後に提出する有価証券報告書に記載している場合は、臨時報告書の記載は不要と考える。	株主総会終了後の取締役会の決議事項まで開示する趣旨が不明であるため。 定時株主総会直後の取締役会の決議事項は、株主総会決議事項に関係しない事項を含めて多岐にわたる。そのすべての決議事項を含めて記載することは、議決権行使結果公表の趣旨から外れる。株主総会で選任された役員に関係する事項としても、招集通知等に開示している代表権、常勤・非常勤等以外に、取締役の序列等の従来から開示していない事項を取締役会で決議している。したがって、「取締役会の決議事項」の範囲、具体的内容が限定的に示されていないと開示上の混乱が生じる。また、株主総会終了後に有価証券報告書を提出する場合は、有価証券報告書に株主総会の直後に開催される取締役会の決議を反映した「役員の状況」を開示しているため。